

番号	質問	回答
1	<p>【質問箇所】 募集要項 P2 4 (2) ア 提出書類</p> <p>当社は 6 月 1 日に代表者が変更となり、現在、代表者変更の登記を申請中です。そのため、ご指定の期限までに、貴市への事業者登録の変更および登記事項証明書の提出が間に合わない見込みです。</p> <p>つきましては、企画競争参加申込書等に押印する新代表者印が、現在貴市に登録されている代表者と相違する形となりますが、参加表明は認められるでしょうか。</p>	<p>令和 8 年 6 月 1 日に法人代表者が変更し、企画提案参加申込書の提出期限（令和 8 年 6 月 9 日）までに千葉市入札参加資格者名簿の登録内容変更（代表者変更）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の提出が間に合わない場合は、本企画競争における参加に当たっては、募集要項 4 (2) ア 提出書類（ア）から（オ）に加えて、次の書類を提出してください。（当該名簿に登載されていない場合に提出が必要な（カ）から（ク）の提出は不要です。）</p> <p><追加提出書類></p> <p>代表者の変更を確認できる書類（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書及び法務局の受付票（受領証） ※写し可 ・株主総会、社員総会、経営会議等、法人の意思決定機関の議事録 ※写し可 <p>また、企画提案参加申込書を含む提出書類には新代表者印を押印してください。</p> <p>なお、千葉市入札参加資格者名簿の登録変更手続を速やかに行うとともに、手続完了後はその旨を本市（業務改革推進課）までお知らせください。</p>
2	<p>【質問箇所】 仕様書 P2 6 監査における適用基準</p> <p>「(1) 千葉市情報セキュリティポリシー」の「イ 千葉市情報セキュリティ対策基準」について、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の何年度の改定版に準拠したものとなっているか、可能であればご教示いただきたく。</p>	<p>千葉市情報セキュリティ対策基準について、回答日（令和 8 年 6 月 8 日）時点では、令和 6 年度の総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定版（令和 7 年 3 月 28 日改定）に準拠したものとっております。</p>

番号	質問	回答
3	<p>【質問箇所】仕様書 P4</p> <p>8 監査の実施体制、連絡体制</p> <p>(2) 連絡体制</p> <p>隔週を基本として主にWEB会議により業務状況等について報告することとなっており、報告会議の受注者参加者は報告内容に応じて適宜増減させることを想定しておりますが、本対応は可能かご教示いただきたく。</p>	<p>報告会議の受注者参加者を報告内容に応じて適宜増減させることは問題ありません。</p> <p>なお、仕様書 P4 のとおり、監査チームの中で主任担当者を定め、発注者からの指示や連絡事項、打ち合わせ内容等が当該主任担当者を通じて確実に関係者間で共有される体制とすることとしておりますので、主任担当者については、体調不良等のやむを得ない事情を除き原則として出席をお願いします。</p>
4	<p>【質問箇所】仕様書 P6</p> <p>9 業務内容</p> <p>(1) 情報セキュリティ監査</p> <p>イ 自己点検・予備調査に基づく確認</p> <p>(イ) 書類確認、ヒアリング、現場確認</p> <p>監査対象課様から追加提出される書類の確書を行う「資料確認」について、過去事例では「外部持出・複写はできないが現地で閲覧は可能な資料」もあるのではないかと考えています。そのような資料が存在する場合は「現場確認」に合わせて資料閲覧させて頂くことは可能か、ご教示いただきたく。</p>	<p>資料確認において、「外部持出・複写はできないが現地で閲覧は可能な資料」が存在する場合、ご認識のとおり、現場確認の際に資料を閲覧することを想定しております。</p> <p>なお、現場確認の際に資料を閲覧することについての監査対象課への調整は、発注者（業務改革推進課）にて行います。</p>
5	<p>【質問箇所】仕様書 P8</p> <p>9 業務内容</p> <p>(1) 情報セキュリティ監査</p> <p>ウ 重点テーマ（外部サービス利用に係るガイドライン）に係る確認</p> <p>重点テーマとして、外部サービス利用に係るガイドラインに沿って契約関連資料が適切に作成されているかを確認することとなっておりますが、その対象については「確認対象とする契約は最大4つ」となっております。これは監査対象である4課合計の契約数が最大4つとの認識で</p>	<p>お見込みのとおりとなります。</p>

番号	質問	回答
	<p>すが、認識が正しいかご教示いただきたく。</p>	
6	<p>【質問箇所】仕様書 P10 9 業務内容 (1) 情報セキュリティ監査 エ 発見事項の作成及び監査結果通知案の作成支援</p> <p>「発見事項」について認識の齟齬が生じていないかの確認は「発注者が行うもの」となっておりますが、齟齬が生じている場合のすりあわせ等の実施責任は受注者が負う、との認識が正しいかご教示いただきたく。</p>	<p>「発見事項」について、監査対象課との認識に齟齬が生じている場合については、監査対象課からの意見を踏まえて、発注者（業務改革推進課）と受注者において協議し、最終的には発注者の責任において監査対象課と調整します。</p>
7	<p>【質問箇所】仕様書 P10 9 業務内容 (2) 情報セキュリティポリシー関連資料作成支援</p> <p>貴市「情報セキュリティポリシー関連資料」に改定が必要となるケースとして、「情報セキュリティ監査の結果」が挙げられておりますが、これは令和8年度に実施される情報セキュリティ監査（本業務）の結果により、改正が必要となった場合との理解ですが、認識が正しいかご教示いただきたく。</p>	<p>お見込みのとおりとなります。</p>

番号	質問	回答
8	<p>【質問箇所】仕様書 P10</p> <p>9 業務内容</p> <p>(2) 情報セキュリティポリシー関連資料作成支援</p> <p>貴市「情報セキュリティポリシー関連資料」に改定が必要となるケースとして、「総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定」が挙げられておりますが、これは本業務の実施期間中に改定が公表された場合との理解ですが、認識が正しいかご教示いただきたく。</p>	<p>総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定とは、今後公表されると想定している令和8年度の改定版のほか、回答日（令和8年6月8日）時点では、令和7年度の改定版（令和8年3月27日改定）についても本市の情報セキュリティポリシーでは準拠しておりませんので、そちらも対象としています。</p> <p>なお、令和8年度の改定版公表に先立って総務省から改定案が示された場合には、当該改定案を踏まえた支援も対象となります。</p>